

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 行政財産の使用許可(財務課が所管するもの)	地方自治法	第238条の4第7項	申請のあった日から7日間	財務課	行政財産の使用の許可をする場合は、三朝町公有財産事務取扱規則第10条各号に規定するものであることを基準とする。	(使用許可の範囲) 第10条 行政財産は、次の各号に掲げる場合に限り使用させることができる。 (1) 職員の厚生福利施設の用に供するため使用させるとき。 (2) 公共目的のために行われる講演会、研究会等に使用させるとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。 (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 (5) 電気事業、電気通信事業、水道事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、町の行政遂行のため町長が必要と認めて使用させるとき。			
2 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの利用の許可	三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例	第4条	申請のあった日から7日間	財務課	三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例第4条第3項各号に該当しないことを基準とする。	(利用の許可) 第4条 ウォーキングセンターを利用しようとする者で、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) ウォーキングセンター内の展示室及びレクチャールームを独占して使用する場合 (2) 設備を設ける場合 (3) 物品の販売その他営利を目的とする場合 (4) 募金活動、署名運動その他これらに類する行為をする場合	2 町長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 3 町長は、第1項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) ウォーキングセンターの設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。		
3 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの使用料の減免	三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例	第8条	申請のあった日から7日間	財務課	町長が公益上その他特別の理由により必要があると認めるときを基準とする。	(使用料の減免) 第8条 町長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。			

4	天神川桜づつみの行為等の許可	三朝町天神川桜づつみの設置及び管理に関する条例	第3条	申請のあった日から7日間	財務課	天神川桜づつみの行為等の許可は、三朝町天神川桜づつみの設置及び管理に関する条例第3条第2項各号に該当しないことを基準とする。	<p>(行為等の制限) 第3条 桜づつみにおいて、次に掲げる行為等をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために桜づつみの全部又は一部を独占して利用すること。 (5) 町が設置した施設以外の施設を設置すること。</p>	<p>2 町長は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 桜づつみを損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p>		
5	法定外公共物の占用等の許可	三朝町法定外公共物管理条例	第4条	7日間	財務課	三朝町法定外公共物管理条例施行規則第3条各号に規定するものであることを基準とする。	<p>(占用等の許可) 第4条 法定外公共物において次に掲げる行為(通常の維持管理に係るものを除く。以下「占用等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、町長の許可(以下「占用許可」という。)を受けなければならない。占用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 工作物、物件又は施設を設け、変更し、除却し、又は撤去すること。 (2) 生産物を採取すること。 (3) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為(前2号に掲げる行為のため必要なものを除く。)をすること。 (4) 竹木の伐採をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物において工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。</p>	<p>2 町長は、占用許可をする場合において、法定外公共物の管理又は適正な利用のため必要があると認めるときは、当該占用許可に必要な条件を付すことができる。</p> <p>3 町長は、その占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 法定外公共物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p>	<p>(許可の基準) 第3条 前条の町長の許可は、次の基準に基づいて行われなければならない。</p> <p>(1) 法定外公共物の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。 (2) 法定外公共物における災害の防止に十分配慮されたものであること。 (3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するに支障のないものであること。</p>	